

(別紙)

対アラブ首長国連邦輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定等要領

1 目的

この要綱は、アラブ首長国連邦に輸出する牛肉（以下「対UAE輸出牛肉」という。）を取り扱うと畜場及び食肉処理場（以下「と畜場等」という。）の選定並びに衛生証明書発行の手續を定めるものである。

2 対UAE輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定手續について

- (1) ハラルと畜証明書発行機関により承認され、アラブ首長国連邦（以下「UAE」という）政府から牛肉輸出施設として登録されたと畜場等の設置者は、都道府県知事又は保健所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）に別紙様式1及び関係書類を添付して申し出る。
- (2) 都道府県知事等は、上記（1）の申出を受理したときは、次のア～エの条件に適合することを審査し、支障がないと認めたときは、その旨を当該申出者に通知するとともに、別紙様式2に証明書発行機関の公印及び契印を押印した別紙登録書等を添付して厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて報告する。
 - ア UAE向けに牛肉輸出を行える施設として、UAE政府に登録されていること。
 - イ と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条に基づく設置の許可又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条に基づく営業許可を有し、これらの関係法規を遵守していること
 - ウ 食肉処理場は、と畜場に併設され、とさつ・解体から分割まで一貫して行われていること
 - エ 本要領に基づいた輸出基準の遵守体制が備わっていること。
- (3) 厚生労働省が上記（2）の報告を受けた場合、証明書発行機関の公印及び契印をUAE政府に通知する。
- (4) なお、UAE政府に通知後、選定されたと畜場等（以下「選定と畜場等」という。）においてとさつ、解体及び分割され、かつ、食肉衛生証明書を添付された牛肉は、UAE政府により輸入が認められる。

3 対UAE輸出可能な牛肉

対UAE輸出牛肉は、30ヶ月齢未満の牛由来のものであり、かつ、とさつ、解体の過程で、せき髄、頭蓋、脳、目、三叉神経節、背根神経節、扁桃、腸及びせき柱が除去されていること。

4 対UAE輸出牛肉の食肉衛生証明書について

- (1) UAEに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉処理を行った選定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所（食肉衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施している保健所。以下「証明書発行食肉検査所」という。）に別紙様式3の食肉衛生証明書の発行を申請する。
- (2) 証明書発行食肉検査所は、証明しようとする牛肉が選定と畜場等で適切にとさつ、解体及び分割され、対UAE輸出が可能なものであること並びにハラルと畜証明書発行機関による証明がなされたものであることが確認できたものについて、食肉衛生証明書を発行する。
- (3) 食肉衛生証明書は、原本及び副本を申請者に発行するとともに、原本の写しを食肉

衛生検査所に保管すること。

- (4) 未記入の証明書様式については、不正等を防止するため、必要枚数をその都度申請者に渡し、記録する等、都道府県市において、適切に管理すること。
- (5) 発行した証明書及び関連書類は、証明書の発行の日から1年間保管すること。

5 選定と畜場等の除外等

- (1) 都道府県知事等は、選定と畜場等について、2(2)の条件への不適合が認められた場合は、当該施設を選定と畜場等から除外し、又は改善がなされるまで当該施設からの対UAE輸出牛肉に対する衛生証明書の発給を停止する措置を採るものとする。
- (2) 都道府県知事等は、上記(1)の措置を採った場合には、当該施設の設置者に対しその旨を通知するとともに、厚生労働省へ報告を行うこととする。

(別紙様式 1 と畜場設置者申出様式)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿

申出者 住所
氏名 印
法人にあってはその所在地、名称、及び
代表者氏名

対アラブ首長国連邦輸出と畜場選定申出書

対アラブ首長国連邦輸出牛肉を取り扱うと畜場として、アラブ首長国連邦政府の登録を受けたので、下記により関係書類を添えて申出いたします。

記

- 1 と畜場の所在地及び名称
- 2 と畜場設置者名
- 3 添付書類
(別紙のとおり)

(別紙)

- 1 牛肉輸出施設として、アラブ首長国連邦政府から登録されたことを証する書類
- 2 と畜場の現状が確認できる書類（施設の名称及び住所、設置者の氏名及び住所、設立年月日、従業員数、と畜場の組織及び責任体制等）
- 3 と畜場の平面図
- 4 今後の輸出計画
- 5 輸出基準に適合した牛肉を輸出するための区分管理等の手順書
- 6 冷凍冷蔵施設の面積及び保管能力

(別紙様式1 食肉処理場設置者申出様式)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿

申出者 住所
氏名 印
法人にあつてはその名称、所在地、及び
代表者氏名

対アラブ首長国連邦輸出食肉処理場選定申出書

対アラブ首長国連邦輸出牛肉を取り扱う食肉処理場としてアラブ首長国連邦政府の登録を受けたので、関係書類を添えて申出いたします。

記

- 1 食肉処理場の所在地及び名称
- 2 営業者氏名
- 3 添付書類
(別紙のとおり)

(別紙)

- 1 牛肉輸出施設として、アラブ首長国連邦政府から登録されたことを証する書類
- 2 食肉処理場の現状が確認できる書類（食肉処理場の名称及び住所、営業者の氏名及び住所、設立年月日、従業員数、食肉処理場の組織及び責任体制、生産能力等）
- 3 食肉処理場の平面図
- 4 輸出基準に適合した牛肉を輸出するための区分管理等の手順書
- 5 冷凍冷蔵施設の面積及び保管能力

(別紙様式2 都道府県市報告様式)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

都道府県知事市長名

対アラブ首長国連邦輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定について

下記の施設について、と畜場及び食肉処理場設置者から対アラブ首長国連邦輸出牛肉取扱い施設としての選定を受けたいとの申し出があり、内容を審査したところ差し支えないものと思料されるので、報告いたします。

記

- 1 と畜場及び食肉処理場の名称及び所在地
- 2 設置者及び営業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地）
- 3 添付書類（別紙登録書、別紙様式3の見本（公印及び契印押印済み））

(別紙登録書)

対アラブ首長国連邦輸出牛肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場

都道府県、政令市または特別区 Prefecture, City or the District	公 印 Official Stamp	契 印 Tally
(和)	S A M P L E	S A M P L E
(英)		
証 明 書 発 行 機 関 Issuing Authority		
(和)		
(英)		

(選定と畜場) Slaughterhouse

名 称 Name
(和)
(英)
所在地 Address
(和)
(英)

(選定食肉処理場) Cutting plant

名 称 Name
(和)
(英)
所在地 Address
(和)
(英)

Official Inspection Certificate For Export of Beef Products From
JAPAN To United Arab Emirates

Date : / / (year/month/day)

No.:

I. Identification of the products

(Number of packages)	(Net weight of consignment)	(Identification number of cattle)
(Consignor)	(Consignor Address)	
(Consignee)	(Destination)	

Date of slaughter:
(とさつ年月日)

Slaughtering Establishment (Name & Address) :
(と畜場の名称及び住所)

I hereby certify that

- 1 Cattle mentioned above passed ante-mortem and post-mortem veterinary inspection at the time of slaughter in the slaughtering establishment mentioned above which was licensed under Japanese Abattoir Law and that the products derived from the cattle mentioned above are fit for human consumption.
- 2 The product mentioned above have been handled in a sanitary manner and are in compliance with the notice of Ministry of Health Labour and Welfare, Japan.

Signature:
(Printing Name:)
(食肉衛生検査官名 (英語表記))

Official Authority :
(食肉衛生検査所名 (英語表記))

欄外追記